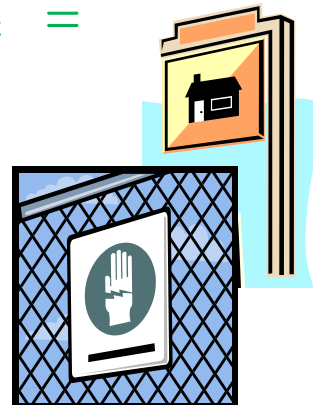


北海道屋外広告物条例に基づく 屋外広告物の許可等に関する事務



北海道屋外広告物条例（以下、「条例」といいます。）第3条第1項の「広告物の表示又は掲出物件の設置の許可」ほかに係る事務です。

屋外広告物とは

屋外広告物法（以下、「法」といいます。）では、次の4つの要件を満たしているものを「屋外広告物」としています。

- ① 常時又は一定の期間継続して表示されるもの
- ② 屋外に表示されるもの
- ③ 公衆に表示されるもの
- ④ 看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの

【注】営利的な商業広告だけでなく、非営利的なものであっても要件を満たしている場合は、法律上の屋外広告物となります。

屋外広告物となるもののうち、条例により表示又は設置の許可が必要な物件の許可事務及び届出事務等に関する権限を移譲します。

☆全市町村に移譲済みの「簡易除却」と一体的に実施すると、事務の効率化が期待できます。

○関連事務として、平成12年度から「簡易除却」事務の権限を移譲

法第7条第4項では、条例に違反している広告物が、はり紙、はり札等、広告旗、立看板等の簡易な広告物である場合、違反者がわかっても簡易な除却措置が認められています。

令和3年度は、全道で382件の実績があります。

許可等と簡易除却を一体的に実施することで、事務の効率化が期待できます。

☆市町村で実施することにより、さらに地域の特色を活かしたまちづくりの実施が可能となります。

○総合的かつ効率的なまちづくり行政の実施と迅速な指導が可能

屋外広告物は身近な情報を伝える手段として様々な場所に存在し、景観を構成する大事な要素となっています。

屋外広告物の許可事務は、建築確認や景観法に関する事務など市町村が行っている他の行政事務との関連性が大きく、これらとの連携を図ることで、まちづくり行政の総合的かつ効率的な実施が可能となるほか、条例への違反行為等に対しても早期把握が可能となり、迅速な対応を行うことができます。

☆道・総合振興局等から市町村へのサポート

権限移譲を受けた市町村における円滑な事務処理を支援するため、条例・規則等に基づく許可基準等の専門知識について参考資料を配付し、当該市町村職員を対象とした事務説明会を事前（実際に市町村が移譲事務を行う前）に実施します。移譲後においても、職員のスキルアップのサポートを行います。

☆道から市町村への財政的な措置

北海道権限移譲事務交付金の交付

前年度の事務処理実績に基づき、移譲を受けた年度から交付金を交付します。

【令和5年度交付金単価】 一部抜粋

○屋外広告物の許可（固定広告物）

10,600円×前年度事務処理件数－前年度市町村手数料収入額（※）を交付

○屋外広告物の許可（簡易広告物）

500円×前年度事務処理件数－前年度市町村手数料収入額（※）を交付

○屋外広告物の許可に係る届出（出願者変更、除却等）

600円×前年度事務処理件数（※）を交付

※ 市町村は別途手数料条例を定める必要があります。

☆次の市町村に移譲済みです

【権限移譲済の27市町村】

小樽市、北広島市（北広島市ボールパーク地区等一部の区域）、稚内市、美唄市、登別市、北斗市、松前町、森町、奥尻町、島牧村、共和町、奈井江町、美瑛町、上富良野町、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、苫前町、中頓別町、豊富町、利尻町、鹿追町、芽室町、白糠町

☆市町村における主な取組成果

権限移譲を受けた市町村では、次のような取組成果がありました。

○権限移譲を受けたことで、屋外広告物条例に基づいた指導を行なえるようになり、屋外広告物に対する住民の意識や関心が高まった。

○錆や腐食等の劣化が進んでいる危険な屋外広告物を覚知した際に、屋外広告物条例に基づいた対応を速やかに実施したことで、危害を防止することができた。

【参考】景観行政団体等は独自の屋外広告物条例の制定が可能です

景観行政団体等になることで、独自の屋外広告物条例の制定が可能（屋外広告物法第28条）となります。

地域において独自ルール（規制）を定め、まちづくりへの取組みを推進することにより、これまで以上に地域に合った良好な景観の形成が期待できます。

この規定に基づき、小樽市では、平成24年7月から「小樽市屋外広告物条例」を施行し、独自のまちづくりを推進しています。

【問い合わせ先】

○北海道 建設部 まちづくり局 都市計画課 景観係

電話 011-204-5563

FAX 011-232-1147

○各総合振興局（留萌振興局）建設管理部建設行政室建設指導課 主査（まちづくり）

○各振興局（留萌除く）産業振興部建設指導課 主査（まちづくり）